

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 Q & A
(平成26年4月1日施行)

詳しくは[支給要領](#)をご覧ください

Q 1 事業所内保育施設の設置・運営を検討しています。事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（以下「本助成金」といいます。）はどういうものですか。

A 1 一定の基準を満たす事業所内保育施設の設置・運営がしやすくなるよう、事業主等に対し以下の費用の一部を助成しています。

(1) 設置費（事業所内保育施設を設置した場合、建築等に要した費用）

大企業の場合、助成率 1/3、上限額 1,500 万円

中小企業の場合、助成率 2/3、上限額 2,300 万円

(2) 増築費（定員増等に伴う増築又は建て替えを行った場合、建築等に要した費用）

・ 増築

大企業の場合、助成率 1/3、上限額 750 万円

中小企業の場合、助成率 1/2、上限額 1,150 万円

・ 建て替え

大企業の場合、助成率 1/3、上限額 1,500 万円

中小企業の場合、助成率 1/2、上限額 2,300 万円

〔注意（設置費・増築費とも）〕

- ・ 支給額は、上限額までの範囲で、保育施設の面積及び乳幼児定員を踏まえた基準単価等をもとに算定されます。
- ・ 支給時期は、運営開始初年度に 1/2 額、残額は一定の要件を満たした場合に 3 年度～5 年度目のいずれかの年度に支給される分割支給です。
- ・ 事業所内保育施設の購入が、事業主の代表者又は取締役の 3 親等以内の親族（配偶者、3 親等以内の血族及び姻族）からの場合、購入にかかる経費は支給対象経費になりません。

(3) 運営費（保育士の人件費等運営に要した費用）年 1 回、5 年間支給

助成率 大企業 1/2 中小企業 2/3

〔注意（運営費）〕

- ・ 定員数や開設時間の長さにより上限額が異なります。また、安静室を設け運営時間の全ての時間に看護師を配置して突発的な体調不良が生じた乳幼児に対応する場合（体調不良児対応型）の加算もあります。
- ・ 支給額は、期間中の保育施設の運営に要した費用から、保育施設の乳幼児定員に応じて一定額を控除した金額に助成率を乗じたものとなります。

本助成金の支給を受けられる事業主等は、雇用保険の適用事業の事業主又は事業主団体に限り、育児・介護休業法に沿った育児休業・育児短時間勤務制度等を就業規則に定めていることや、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等を行っていること等の要件があります。

1 事業主単独で設置する場合に限らず、グループ企業同士や、近隣の事業主同士など複数の事業主が「共同事業主」を構成して設置・運営する場合も支給が受けられます。

Q 2 本助成金の支給が受けられるのは、どのような事業所内保育施設ですか。

A 2 事業所内保育施設の利用者は、原則として、事業所内保育施設を設置・運営する事業主等が自ら雇用する雇用保険の被保険者である労働者又は他社で雇用する雇用保険の被保険者である労働者です。ただし、他社で雇用する雇用保険の被保険者である労働者の利用のみの場合は、本助成金の支給を受けることができません。事業主等が自ら雇用する雇用保険の被保険者である労働者の利用が月の開設日の半数以上必要です。なお、定員の半数までに限り、雇用保険の被保険者ではない人の子どもを預かることはさしつかえありません。

また、支給申請対象期間に実際に保育した子どもの人数（平均）が、事業所内保育施設の定員の6割（中小企業事業主にあっては3割）以上であることが運営費の支給要件となっています。

本助成金の支給対象となる事業所内保育施設は、乳幼児の定員が6人以上であり、満2歳未満の子を保育する乳児室は乳児の定員1人当たり1.65㎡以上、満2歳以上小学校就学前までの子を保育する保育室は幼児の定員1人当たり1.98㎡以上であること、その他施設の構造・設備等に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）」に準じた要件が定められています。

保育の対象となるのは小学校就学前の子どもとし、学童保育は対象となりません。学童保育を実施していた場合、本助成金の不支給や返還となります。（* [支給要領](#)参照）

また、保育士登録した資格者証を有する専任の保育士が、乳幼児の人数に応じた必要数配置されていること、かつ、最低常勤2名以上いることが必要です。一般の認可外保育施設等においては、保育士の有資格者以外の職員の配置も認められているところですが、本助成金の運営費の支給対象は保育士に限られますのでご注意ください。

なお、安静室を設け運営時間の全ての時間に看護師を配置して突発的な体調不良が生じた乳幼児に対応する事業所内保育施設（体調不良児対応型運営）を運営する場合は、看護師の人件費も運営費の支給対象に含まれます。

Q 3 本助成金の支給を受けたいのですが、具体的にはどのような手続きが必要ですか。

A 3 本助成金は、厚生労働省の地方機関である都道府県労働局の雇用均等室で支給しています。支給の流れの概要は次のとおりです。

○設置費（増築費も準じます）

工事着工、運営開始等の時期	申請書等の提出時期等の要件
建築工事の着工（随時可能）	工事着工の2か月前までに「設置・運営計画」の認定申請を労働局に提出すること
事業所内保育施設の運営開始	計画認定決定日の翌日から1年以内に行うこと
運営開始日が7月1日～12月31日の場合	翌年1月1日～1月31日に設置費支給申請を労働局に提出すること
運営開始日が1月1日～6月30日の場合	当年7月1日～7月31日に設置費支給申請を労働局に提出すること

○運営費

運営開始の時期	申請書等の提出時期
事業所内保育施設の運営開始（随時可能）	運営開始日の2か月前までに「運営計画」の認定申請を労働局に提出すること 計画認定決定日の翌日から6か月以内に運営開始すること （運営開始後の申請の場合は、運営開始後1年を経過する日の2か月前までの随時）
運営開始日が7月1日～12月31日の場合	翌年1月1日～1月31日に運営費支給申請を労働局に提出すること
運営開始日が1月1日～6月30日の場合	当年7月1日～7月31日に運営費支給申請を労働局に提出すること

面談での詳しい説明をご希望の場合は都道府県労働局雇用均等室にお電話の上お越しく下さい。提出書類の様式等もお渡ししています。

（都道府県労働局雇用均等室所在地一覧）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

Q 4 設置費の助成金は、上限額の満額の支給が受けられますか。

A 4 設置費・増築費については、保育施設の面積及び乳幼児定員を踏まえた基準単価等をもとに、専門家の査定に基づき支給額を決定しますので、高額な建材を使用した場合などには、上限値を下回る額が支給される場合があります。

運営費についても、期間中の保育士の配置が不足していた等良好な運営ができなかった期間については不支給となる等、減額される場合があります。

Q 5 本助成金を受給した後、事業所内保育施設の運営をやめる場合、助成金を返還する必要がありますか。

A 5 事業所内保育施設の設置費・増築費は、事業所内保育施設を長期的・継続的に運営する前提で支給される助成金であるため、その運営を終了した場合には、原則として、運営した期間に応じて設置費助成金の一部の返還を求めることとなります。その額は、建物の構造と経過年数に応じた減価償却分を除いた額になり、運営費助成金の支給が終了した後に運営を終了しても変わりません。

このため、事業所内保育施設は長期的・継続的に運営していただくことが重要であり、事業主等におかれては、アンケートにより自社の従業員のニーズや今後の採用計画、事業拡張計画等を踏まえ、従業員の長期的・継続的な利用が確実に見込まれることを確認の上、事業所内保育施設の設置をご検討ください。

なお、運営費助成金については、保育施設の廃止に伴う返還金は発生しません。

Q 6 いつまでに申請したらよいですか。早い者勝ちで、予算がなくなり支給が受けられないということはありませんか。

A 6 予算については、申請件数の見込みをたてて十分確保するよう努めていますが、予算には限りがあることから、ご希望に添えない場合もあり得ることについてご理解ください。

Q 7 助成金の支給要件として、入所乳幼児数が施設定員の6割以上(中小企業3割以上)という定員充足率の要件がありますが、どの程度達成していれば支給対象となりますか。

A 7 定員充足率については、支給申請期間を通じて平均60%以上(中小企業30%以上)の利用者があることが必要です。この支給要件は、実際に保育した子どもの人数で判断するので、保育する予定だったが急きょ休みになった場合でも、医師が集団保育を禁止する感染症(インフルエンザやはしか等)のため預かることができなくなった場合でも、実際に保育した子どもの人数には含まれません。

事業主等におかれては、施設の安定的な運営の観点から、保育施設の規模、定員数に見合った多くの従業員の利用が得られるようお取り組みください。

Q 8 これまでこの助成金を知らなかったので申請しませんでした。すでに事業所内保育施設を運営開始しています。これから助成金の支給を受けられますか。

A 8 設置費については、まずは設置・運営計画の認定申請を、建築工事着工の2か月前までに行う必要があります。したがって、すでに事業所内保育施設を運営開始されている場合は、設置費の支給申請は行うことができません。

運営費については、事業所内保育施設を運営開始した後であっても、運営開始後1年を経過する日の2か月前までに都道府県労働局に運営計画の認定申請を行うことにより、支給申請は可能です。まずはお早めに都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。

また、5人以上の定員増を伴う増築・建て替えや、これまで施設の構造・設備等が支給要件を満たさなかった保育施設を、支給要件を満たす保育施設にするための増築・建て替えを行う場合は、増築費の支給対象となります。その場合は、建築工事着工の2か月前までに、増築計画の認定申請を行ってください。

(都道府県労働局雇用均等室所在地一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

Q 9 事業所内保育施設を開放し、他社に勤務する人や近隣の自営業の家庭の子どもたちも預かりたいと考えていますが、本助成金の支給を受けられますか。

A 9 本助成金は、「雇用保険二事業」という事業主の保険料による財源に基づき、雇用保険の被保険者(労働者)の雇用の安定(本施設の利用による従業員の雇用の継続の確保)を目的として行われている事業です。このため、原則として自社の労働者の仕事と育児の両立を支援する事業主等が対象であり、事業として認可外保育所を経営することを目的としたものではないことをご理解ください。保育施設を設置する事業主等におかれては、アンケートにより自社の従業員のニーズ等を踏まえ、従業員の長期的・継続的な利用が見込まれる保育施設運営をお願いします。

開設後に自社労働者の利用が期待したほどには得られなかった等の事情は考えられますので、施設定員の一定割合まで地域の子どもの受け入れること自体は、施設の安定的な運営の観点からも認められています。運営費の支給対象となる事業所内保育施設は、施設定員の6割(中小企業は3割)以上の子どもを預かっていること、自社で雇用する雇用保険の被保険者の労働者の利用が月の開設日の半数以上あること、雇用保険被保険者以外の利用が定員の半数以下で

あることとしているので、その要件を下回らない範囲であれば、他社や地域の子どもたちを預かる場合も支給対象となります。

Q 1 0 近隣の他社から頼まれて社員の子どもを預かっています。「共同事業主」として助成金を支給申請することはできますか。

A 1 0 複数の事業主が共同して保育施設の設置・運営を行い、共同事業主として本助成金の支給を受けることができます。運営開始後に共同事業主に参加することも、共同事業主から脱退することも可能です。

事業所内保育施設に、特定の他社に勤務する人の利用が多い場合、その勤務先事業主を共同事業主とすれば、自社労働者の利用率や定員充足率の要件を満たしやすくなります。共同事業主を構成するためには、協定書を締結する必要がありますが、その他の要件はなく、各事業主の経費負担の有無は問いません。

Q 1 1 従業員の子どもの他、来店されたお客さまの子どもの一時預かりをしたいと考えていますが、本助成金の支給を受けられますか。

A 1 1 本助成金は、「雇用保険二事業」という事業主が支出した雇用保険料による財源に基づき、被保険者（労働者）の雇用の安定（本施設の利用による従業員の雇用の継続の確保）を目的として行われている事業です。このため、原則として自社の労働者の仕事と育児の両立を支援する事業主等が対象であり、商業施設等に付帯する託児サービスを主な目的として設置されるものなど、本助成金制度の趣旨に合致しないものについては支給できない場合もあります。保育施設を設置する事業主等におかれては、アンケートにより自社の従業員のニーズ等を踏まえ、従業員の長期的・継続的な利用が見込まれる保育施設運営をお願いします。

なお、開設後に自社労働者の利用が期待したほどには得られなかった等の事情は考えられませので、施設定員の一定割合まで来客の子どもの一時預かり等を行うこと自体はさしつかえありません。運営費の支給対象となる事業所内保育施設は、施設定員の6割（中小企業は3割）以上の子どもを預かっていること、自社で雇用する雇用保険の被保険者の労働者の利用が月の開設日の半数以上あること、雇用保険被保険者以外の利用が定員の半数以下であることとしているので、その要件を下回らない範囲であれば、他社や地域の子どもたちを預かる場合も支給対象となります。

Q 1 2 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給対象となる「事業所内保育施設」の定義は何ですか。事業として認可外保育所を運営する事業主が、当該保育所の職員である保育士の子どもを預かる場合も、支給対象となりますか。

A 1 2 本助成金は、「雇用保険二事業」という事業主が支出した雇用保険料による財源に基づき、被保険者（労働者）の雇用の安定（本施設の利用による従業員の雇用の継続の確保、すなわち失業の防止）を目的として行われています。このため、本助成金は、現在雇用している自社の労働者の仕事と育児の両立を支援するために、福利厚生としての事業所内保育を行う事業主等を支給対象としています。保育施設を設置する事業主等におかれては、アンケートにより自社の従業員のニーズ等を踏まえ、従業員の長期的・継続的な利用が見込まれる保育施設運営をお願いします。

本助成金の目的を踏まえると、次のような保育施設は本助成金の支給対象となる事業所内保育施設とは見なすことができません。

◇ 自社従業員の子で保育が必要な子どもはいないが、保育事業として、専ら社外の子どもを預かる認可外保育所を設置・開設する。保育所に採用する保育士に子どもがいた場合はその子も預かる予定である。

◇ 地域の待機児童対策として、地元自治体の指定、認定、助成、委託等を受けている、又は今後受けることを予定している。（自社従業員の子で保育が必要な子どもの有無に関わりません）

なお、次のようなケースであれば、本助成金の趣旨に沿ったものであり支給対象とすることができます。

○ 新たに開設する事業所において、育児中の世代の労働者を多数雇用する予定であり、保育施設完備を誘引要件として労働者の求人を行う場合。

○ 保育所事業（認可保育所・認可外保育所）を運営している事業主において、職員である保育士・栄養士・事務職員等の子どもを預かりたいが、自社保育所に定員の余裕がないため、保育所職員の子どものための事業所内保育施設を設置・運営する場合。

Q 1 3 子ども・子育て支援新制度の地域型保育の事業所内保育事業と、本助成金はどういう関係にあるのですか。

A 1 3 子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立、8月22日に公布され、本格施行は平成27年度となる予定です。これにより、子ども・子育て支援新制度の地域型保育の事業所内保育事業への給付が始まり、事業所内保育施設のうち、地域の保育を必要とする子どもも一定程度受け入れるものは、自治体の認可を受けることにより地域型保育給付の給付対象となる予定です。

今後の本助成金制度については、今後、制度施行までの間に地域型保育給付の認可要件・給付内容等を踏まえながら検討、整理されることになっています。

詳しくは以下の資料をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000035237.pdf

Q 1 4 会社設立とともに事業所内保育施設を設置、運営したいと考えています。事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給対象となりますか。

A 1 4 Q A 5でもお答えしておりますが、事業所内保育施設の設置費・増築費は、事業所内保育施設を長期的・継続的に運営する前提で支給される助成金です。このため、事業主が長期的・継続的な運営ができるかについて、会社の財務状況を確認することとしています。財務状況については、申請日が属する年度の直近3か年の財務状況が分かる資料（経常利益又は経常損失が分かる損益計算書等）で確認することとしておりますので、少なくとも会社設立後3年が経過している必要があります。

なお、事業所内保育施設の運営費は、会社設立とともに事業所内保育施設を設置、運営した場合も支給されます。

Q 1 5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されましたが、事業所内保育施設の要件はどう変わりますか。

A 1 5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令では、建物の4階以上に保育所の乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設置する場合の避難用の階段の基準について見直しが行われました。

（改正前）

- ・ 常用として屋内避難階段、特別避難階段又は屋外避難階段を設けること
- ・ 避難用の階段として、屋外避難階段を設けること

（改正後）

- ・ 常用として屋内避難階段、特別避難階段又は屋外避難階段を設けること
- ・ 避難用の階段として、特別避難階段に準じた屋内避難階段、特別避難階段、屋外傾斜路又は屋外避難階段を設けること

なお、同省令の公布日は平成26年4月30日ですが、施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行することとされております。

このため、事業所内保育施設についても、同省令の施行日以降、乳児室、保育室を4階以上に設ける場合、同省令の改正と同様の要件とする予定です。同省令の施行日後、支給要領が改正されるまでは現在の要件が適用されますので御注意ください。

<現在の要件>

乳児室、保育室を4階以上に設ける建物の場合、避難用として屋外階段が設けられていること。ただし、避難用の屋外階段について、自治体が条例による定めをしている場合は、条例に基づく設備、構造とすること。

【Q A 作成】厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室

【問い合わせ先】都道府県労働局雇用均等室

（都道府県労働局雇用均等室所在地一覧）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>